

## 商品概要説明書＜年金受給者優遇定期貯金【はまなす】＞

(2020年3月1日現在)

1.商品名（愛称）	・スーパー定期貯金＜1年・単利型＞＜3年・複利型＞（年金受給者優遇定期貯金：はまなす）
2.取扱期間	令和2年3月2日（月）～令和3年2月26日（金）
3.ご利用いただける方	・個人のみ ・当J Aで公的年金をお受け取りいただいている方 ・当J Aで年金をお受け取りになる手続きがお済みの方（変更届提出済・裁定請求中）
4.預入期間	・定型方式 1年、3年
5.預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・お一人様500万円以内 ・1円単位
6.払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
7.適用利率	・預入時の店頭表示金利に、0.10%上乗せいたします。自動継続時にも継続日における上乗せ金利を適用いたします。
8.税金	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。
9.手数料	—
10.付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることが出来ます。 ・条件を満たすお客様はマル優をご利用いただけます。
11.貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A金融共済課本所（電話：0158-23-3135）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融共済課本所またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）。
13.その他参考となる事項	・急激な金利変動により、予告なく内容・条件を変更、またはお取扱を中止する場合があります。

